

令和 8 年度 福知山「食」による観光キャンペーン業務の公募型プロポーザルにおける質疑回答
 令和 8 年 4 月 27 日

質問	回答
<p>本事業において重視される成果指標(KPI)は、来店数・売上・認知向上など、どの指標を優先されていますか。</p>	<p>成果指標に優先度はありません。事業の目的達成における効果を適切に測定できる指標の設定をお願いします。</p>
<p>過去に類似事業があれば、実績値(来店数や参加店舗数など)をご教示いただけますか。</p>	<p>過去に同規模での類似事業はありません。本事業については、これまでと規模やアプローチを変更し、より効果的な誘客を図るため、令和 8 年度よりプロポーザル方式により新たに実施するものとなります。</p>
<p>想定されている観光客・ビジネス客の具体的な属性(年齢層、来訪目的、滞在時間など)があればご教示ください。</p>	<p>本市では観光客・ビジネス客の具体的な属性に関する情報を保有していないため、ご質問に対して明確な回答を持ち合わせておりません。</p>
<p>現在、特に誘客を強化したいターゲット層があればご教示ください。</p>	<p>特定のターゲット層を重点的にとは、現時点では考えていません。</p>
<p>現在実施中または予定されている観光施策・イベントとの連携は想定されていますか。</p>	<p>想定しています。</p>
<p>既存の広報媒体(公式 SNS・広報誌・観光パンフレット等)の活用はどの程度可能でしょうか。</p>	<p>既存の広告媒体の使用に特に制限等は設けていません。市と協議のうえ、各媒体の取扱基準等の範囲内でご活用可能です。</p>
<p>参加店舗の募集や周知にあたり、市の既存ネットワーク(商工会や観光協会等)との連携は可能でしょうか。</p>	<p>連携は可能です。ただし、募集や周知にあたり、市の既存ネットワークのみに留まることがないようにしてください。</p>
<p>「クーポン等の配布が不可」とありますが、スタンプラリーや特典付与などの施策については許容されますか。</p>	<p>施策の内容によります。仕様書のとおり「金券・クーポン・給付金」など、直接的な金銭的利益を伴うものは対象外です。スタンプラリーや特典付与の取り組みそのものは許容されますが、仕様書に抵触しない(金銭給付に当たらない)手法であることを前提としてください。</p>
<p>本業務の実施にあたり、撮影等に伴う飲食費(料理代等)については、委託料の範囲内で</p>	<p>飲食費については、ご認識のとおりです。参加店舗からの協力に関しては、事業実施に</p>

<p>受託者が負担するもので相違ございませんでしょうか？</p> <p>また、参加店舗からの協力(無償提供等)を受けることについて、許容される範囲や留意点があればご教示ください。</p>	<p>関して必要となる範囲であれば許容されます。</p> <p>しかし、参加店舗からの無償提供等を参加条件に設けることや、協力の有無により、取り扱いに差が生じるようなことは認められません。</p>
---	--